

第130回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

株主資本等変動計算書……………	1
個別注記表……………	2
連結株主資本等変動計算書……………	13
連結注記表……………	14

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

株式会社群馬銀行

「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」並びに「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」につきましては、法令及び当行定款第16条の定めにより、インターネット上の当行ウェブサイト(<http://www.gunmabank.co.jp/ir/>)に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

第130期〔平成26年 4 月 1 日から
平成27年 3 月31日まで〕株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計
						圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	48,652	29,114	0	29,115	43,548	943	210,650	25,088	280,229	△ 5,312	352,684
会計方針の変更による累積的影響額								△ 5,672	△ 5,672		△ 5,672
会計方針の変更を反映した当期首残高	48,652	29,114	0	29,115	43,548	943	210,650	19,415	274,556	△ 5,312	347,011
当期変動額											
剰余金の配当								△ 4,416	△ 4,416		△ 4,416
圧縮記帳積立金の積立						48		△ 48			
圧縮記帳積立金の取崩						△ 3		3			
別途積立金の積立							7,000	△ 7,000			
当期純利益								21,653	21,653		21,653
自己株式の取得										△ 9,567	△ 9,567
自己株式の処分								△ 8	△ 8	515	507
自己株式の消却			△ 0	△ 0				△ 2,112	△ 2,112	2,112	
土地再評価差額金の取崩								49	49		49
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	△ 0	△ 0	-	44	7,000	8,121	15,165	△ 6,939	8,226
当期末残高	48,652	29,114	-	29,114	43,548	987	217,650	27,536	289,722	△ 12,251	355,237

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	88,865	△ 70	13,130	101,926	243	454,853
会計方針の変更による累積的影響額						△ 5,672
会計方針の変更を反映した当期首残高	88,865	△ 70	13,130	101,926	243	449,180
当期変動額						
剰余金の配当						△ 4,416
圧縮記帳積立金の積立						
圧縮記帳積立金の取崩						
別途積立金の積立						
当期純利益						21,653
自己株式の取得						△ 9,567
自己株式の処分						507
自己株式の消却						
土地再評価差額金の取崩						49
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	47,702	60	830	48,593	73	48,666
当期変動額合計	47,702	60	830	48,593	73	56,893
当期末残高	136,568	△ 9	13,960	150,520	316	506,074

個 別 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法により償却しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年～50年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力等を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者等のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法(「DCF法」))により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備えるため、将来使用される見込額を合理的に見積り必要と認められる額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき将来の支払見込額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（「退職給付に関する会計基準」等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に対応する「単一年数の利回り」から、退職給付の支払見込期間ごとに設定する「複数の利回り（イールドカーブ直接アプローチ）」へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第 37 項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が 8,350 百万円減少し、退職給付引当金が 431 百万円増加し、繰越利益剰余金が 5,672 百万円減少しております。また、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ 456 百万円増加しております。

(「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」の適用)

当行は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

1. 取引の概要

当行は、平成 25 年 2 月 8 日開催の取締役会決議に基づいて「従業員持株会専用信託」（以下「E S O P 信託」という。）を導入しました。これは創立 80 周年記念に伴う従業員の福利厚生の充実を目的とするものです。

本制度は、持株会に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ制度です。本制度では、当行が信託銀行に E S O P 信託を設定し、E S O P 信託は、その設定後 4 年 8 か月にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を予め市場より取得します。その後は、E S O P 信託から持株会に対して継続的に当行株式の売却が行われるとともに、株式売却終了時点で E S O P 信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当行は、E S O P 信託が当行株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当行株価の下落により E S O P 信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において E S O P 信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当行が当該残債を弁済することになります。

2. 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」

(実務対応報告第 30 号 平成 27 年 3 月 26 日) を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

3. 信託が保有する当行株式に関する事項

(1) 信託における帳簿価額（末残）

前事業年度	2,446 百万円
当事業年度	1,993 百万円

(2) 信託が保有する当行株式は株主資本において自己株式として計上しております。

(3) 期末株式数及び期中平均株式数

期末株式数	前事業年度	4,903 千株
	当事業年度	3,995 千株
期中平均株式数	前事業年度	5,385 千株
	当事業年度	4,411 千株

なお、期末株式数及び期中平均株式数は、1 株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,596百万円、延滞債権額は59,995百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は784百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は31,976百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は98,352百万円であります。

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、39,796百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	665,596	百万円
担保資産に対応する債務		
預金	133,148	百万円
債券貸借取引受入担保金	262,906	百万円
借入金	180,352	百万円
その他の負債	221	百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券82,201百万円及びその他の資産49百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金1,584百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、当事業年度中における取引はありません。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,273,425百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が1,220,368百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に基づいて、路線価に奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 20,638百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額 61,639 百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額 3,937 百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は24,466百万円であります。

12. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額
41 百万円

13. 関係会社に対する金銭債権総額 48,328 百万円

14. 関係会社に対する金銭債務総額 15,097 百万円

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 339 百万円

役務取引等に係る収益総額 75 百万円

その他業務・その他経常取引に係る収益総額 10 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 3 百万円

役務取引等に係る費用総額 943 百万円

その他業務・その他経常取引に係る費用総額 1,562 百万円

2. 「その他の経常費用」には、貸出債権の売却に伴う損失355百万円を含んでおります。
3. 当事業年度において、以下の有形固定資産について減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

地域	主な用途	種類	減損損失
群馬県内	営業用店舗等 3ヶ所	建物	5
	営業用店舗等 1ヶ所	土地	1
群馬県外	営業用店舗等 2ヶ所	建物	24
	遊休資産 2ヶ所	土地	0
合計	—	—	32

営業用店舗等は、営業キャッシュ・フローの低下、継続的な地価の下落及び廃止の意思決定等により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

営業用店舗等については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから原則として支店単位で、遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、電算センター、寮・社宅、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、営業用店舗等には、共用資産の減損損失（建物24百万円）を含んでおります。

また、当事業年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は主として不動産鑑定評価基準に基づいて算出しております。

4. 関連当事者との間の取引は次のとおりであります。

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
子会社	群馬信用 保証(株)	所有 直接 45.45 間接 54.55	役員の兼任	被保証(注)	1,252,445	—	—
				保証料の支払 (注)	686	支払 手数料	—
				代位弁済の受入 (注)	783	—	—

(注) 当行は、貸出金に対して群馬信用保証(株)より債務保証を受けております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

一般の取引と同様の条件で行っております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	10,330	13,823	5,026	19,127	(注) 1、2
合 計	10,330	13,823	5,026	19,127	

(注) 1 自己株式の増加及び減少は次のとおりであります。

自己株式の市場買付による増加	13,782千株
単元未満株式の買取請求による増加	41千株
自己株式の消却による減少	4,000千株
ストック・オプションの権利行使による減少	116千株
E S O P信託の売却による減少	908千株
単元未満株式の買増請求による減少	1千株

2 当事業年度末の自己株式の株式数のうちE S O P信託が所有する株式数は3,995千株であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品国債」「商品地方債」及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成27年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△2

2. 満期保有目的の債券（平成27年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計 上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	184	186	2
	社債	1,395	1,411	16
	その他	254	255	0
	外国債券	—	—	—
	その他	254	255	0
	小計	1,834	1,854	19
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	37	37	—
	社債	0	0	—
	その他	5,625	5,625	—
	外国債券	—	—	—
	その他	5,625	5,625	—
	小計	5,662	5,662	—
合計		7,497	7,517	19

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成27年3月31日現在）

	貸借対照表計 上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	7,858

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成27年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計 上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えるもの	株式	208,134	85,408	122,725
	債券	1,502,218	1,464,164	38,054
	国債	677,165	659,420	17,744
	地方債	563,239	545,674	17,564
	社債	261,814	259,069	2,745
	その他	527,641	487,331	40,310
	外国債券	397,574	391,071	6,502
	その他	130,067	96,259	33,807
	小計	2,237,994	2,036,904	201,090
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えない もの	株式	3,631	3,783	△152
	債券	38,156	38,277	△121
	国債	9,062	9,069	△6
	地方債	1,792	1,800	△7
	社債	27,301	27,408	△106
	その他	13,280	13,304	△23
	外国債券	11,169	11,178	△8
	その他	2,111	2,126	△14
小計	55,068	55,365	△297	
合計		2,293,063	2,092,270	200,792

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	2,335

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,683	197	140
債券	99,176	592	0
国債	86,838	505	—
地方債	3,125	25	—
社債	9,213	62	0
その他	35,021	395	126
外国債券	33,864	53	126
その他	1,157	341	—
合計	135,882	1,185	268

6. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(金銭の信託関係)

運用目的の金銭の信託（平成27年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	5,000	62

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	9,879	百万円
退職給付引当金	4,785	
有価証券評価損	707	
減価償却	637	
その他	4,127	
繰延税金資産小計	20,138	
評価性引当額	△4,796	
繰延税金資産合計	15,341	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	64,224	
退職給付信託	1,927	
その他	467	
繰延税金負債合計	66,618	
繰延税金負債の純額	51,277	百万円

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来35.4%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.8%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.1%となります。この税率変更により、繰延税金資産は1,421百万円減少し、繰延税金負債は6,848百万円減少し、その他有価証券評価差額金は6,602百万円増加し、法人税等調整額は1,174百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は879百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,119円53銭
1株当たりの当期純利益金額	47円11銭

第130期 平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで 連結株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本 合 計
当期首残高	48,652	29,140	289,102	△ 5,312	361,583
会計方針の変更による累積的影響額			△ 5,672		△ 5,672
会計方針の変更を反映した期首残高	48,652	29,140	283,429	△ 5,312	355,910
当期変動額					
剰余金の配当			△ 4,416		△ 4,416
当期純利益			25,910		25,910
自己株式の取得				△ 9,567	△ 9,567
自己株式の処分			△ 8	515	507
自己株式の消却		△ 0	△ 2,112	2,112	
土地再評価差額金の取崩			49		49
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△ 0	19,422	△ 6,939	12,483
当期末残高	48,652	29,140	302,852	△ 12,251	368,394

	その他の包括利益累計額						新 株 予 約 権	少数株主 持 分	純資産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当期首残高	88,916	△ 70	13,130	△ 126	△ 4,061	97,789	243	8,183	467,798
会計方針の変更による累積的影響額									△ 5,672
会計方針の変更を反映した期首残高	88,916	△ 70	13,130	△ 126	△ 4,061	97,789	243	8,183	462,125
当期変動額									
剰余金の配当									△ 4,416
当期純利益									25,910
自己株式の取得									△ 9,567
自己株式の処分									507
自己株式の消却									
土地再評価差額金の取崩									49
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	47,867	60	830	587	2,631	51,977	73	△ 3,124	48,926
当期変動額合計	47,867	60	830	587	2,631	51,977	73	△ 3,124	61,409
当期末残高	136,783	△ 9	13,960	461	△ 1,429	149,766	316	5,058	523,535

連 結 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 4社

会社名

群馬中央興業株式会社

群馬財務（香港）有限公司

ぐんぎんリース株式会社

群馬信用保証株式会社

(2) 非連結の子法人等 4社

会社名

株式会社群銀カード

ぐんぎんシステムサービス株式会社

群馬キャピタル2号投資事業有限責任組合

ぐんま医工連携活性化投資事業有限責任組合

非連結の子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

なお、ぐんま医工連携活性化投資事業有限責任組合は、設立により当連結会計年度から非連結の子法人等に含めております。

また、前連結会計年度において非連結の子法人等であった群馬キャピタル株式会社は当連結会計年度に清算しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子法人等 2社

会社名

株式会社群銀カード

ぐんぎんシステムサービス株式会社

(2)持分法非適用の非連結の子法人等 2社

会社名

群馬キャピタル2号投資事業有限責任組合

ぐんま医工連携活性化投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

会計処理基準に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法により償却しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年～50年

その他 3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のもは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力等を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者等のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法（「DCF法」））により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

9. ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備えるため、将来使用される見込額を合理的に見積り必要と認められる額を計上しております。

10. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき将来の支払見込額を計上しております。

11. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

13. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

14. 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

15. 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

(「退職給付に関する会計基準」等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第 26 号 平成 24 年 5 月 17 日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 25 号 平成 27 年 3 月 26 日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第 35 項本文及び退職給付適用指針第 67 項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に対応する「単一年数の利回り」から、退職給付の支払見込期間ごとに設定する「複数の利回り(イールドカーブ直接アプローチ)」へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第 37 項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が 8,350 百万円減少し、退職給付に係る負債が 431 百万円増加し、利益剰余金が 5,672 百万円減少しております。また、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ 456 百万円増加しております。

(「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」の適用)

当行は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

1. 取引の概要

当行は、平成 25 年 2 月 8 日開催の取締役会決議に基づいて「従業員持株会専用信託」(以下「E S O P 信託」という。)を導入しました。これは創立 80 周年記念に伴う従業員の福利厚生の充実を目的とするものです。

本制度は、持株会に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ制度です。本制度では、当行が信託銀行に E S O P 信託を設定し、E S O P 信託は、その設定後 4 年 8 か月にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を予め市場より取得します。その後は、E S O P 信託から持株会に対して継続的に当行株式の売却が行われるとともに、株式売却終了時点で E S O P 信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当行は、E S O P 信託が当行株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当行株価の下落により E S O P 信託内に株式売却損相当額が累積

し、信託終了時点においてE S O P信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当行が当該残債を弁済することになります。

2. 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

3. 信託が保有する当行株式に関する事項

(1) 信託における帳簿価額（末残）

前連結会計年度	2,446 百万円
当連結会計年度	1,993 百万円

(2) 信託が保有する当行株式は株主資本において自己株式として計上しております。

(3) 期末株式数及び期中平均株式数

期末株式数	前連結会計年度	4,903 千株
	当連結会計年度	3,995 千株
期中平均株式数	前連結会計年度	5,385 千株
	当連結会計年度	4,411 千株

なお、期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,778百万円、延滞債権額は61,260百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は784百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は43,436百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は111,259百万円であります。

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、39,796百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	665,596	百万円
担保資産に対応する債務		
預金	133,148	百万円
債券貸借取引受入担保金	262,906	百万円
借入金	180,352	百万円
その他負債	221	百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券82,201百万円及びその他資産49百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金1,596百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、当連結会計年度中における取引はありません。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,275,169百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が1,222,112百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 64,670 百万円

9. 有形固定資産の圧縮記帳額 3,937 百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は24,466百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 187 百万円、株式等売却損 140 百万円、株式等償却 46 百万円及び貸出債権売却損 355 百万円を含んでおります。
2. 当連結会計年度において、以下の有形固定資産について減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

地域	主な用途	種類	減損損失
群馬県内	営業用店舗等 3ヶ所	建物	5
	営業用店舗等 1ヶ所	土地	1
群馬県外	営業用店舗等 2ヶ所	建物	24
	遊休資産 2ヶ所	土地	0
合計	—	—	32

営業用店舗等は、営業キャッシュ・フローの低下、継続的な地価の下落及び廃止の意思決定等により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当行の営業用店舗等については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから原則として支店単位で、遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、電算センター、寮・社宅、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、営業用店舗等には、共用資産の減損損失（建物 24 百万円）を含んでおります。

連結される子会社及び子法人等については、主として各社を1つの資産グループとしております。

また、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は主として不動産鑑定評価基準に基づいて算出しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	474,888	—	4,000	470,888	(注) 1
合 計	474,888	—	4,000	470,888	
自己株式					
普通株式	10,330	13,823	5,026	19,127	(注) 2、3
合 計	10,330	13,823	5,026	19,127	

(注) 1 発行済株式の減少は、自己株式の消却によるものであります。

2 自己株式の増加及び減少は次のとおりであります。

自己株式の市場買付による増加	13,782 千株
単元未満株式の買取請求による増加	41 千株
自己株式の消却による減少	4,000 千株
ストック・オプションの権利行使による減少	116 千株
E S O P 信託の売却による減少	908 千株
単元未満株式の買増請求による減少	1 千株

3 当連結会計年度末の自己株式の株式数のうち E S O P 信託が所有する株式数は 3,995 千株であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		—			316		
	合 計		—			316		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,347 百万円	5.0 円	平成26年3月31日	平成26年6月26日
平成26年11月7日 取締役会	普通株式	2,113 百万円	4.5 円	平成26年9月30日	平成26年12月5日
合 計		4,460 百万円			

(注) 配当金の総額には、E S O P 信託に対する配当金(平成26年6月25日定時株主総会 24 百万円、平成26年11月7日取締役会 19 百万円)を含めております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

平成 27 年 6 月 24 日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

- | | |
|-------------|------------------|
| ①配当金の総額 | 2,962 百万円 |
| ② 1 株当たり配当額 | 6.5 円 |
| ③基準日 | 平成 27 年 3 月 31 日 |
| ④効力発生日 | 平成 27 年 6 月 25 日 |

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定であります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスを提供しております。当行では、預金・譲渡性預金や貸出金の取扱いに加え、有価証券投資等の資金運用、コールマネー等による資金調達等を行っております。このように、当行は、金利リスク等のある金融資産及び金融負債を有しているため、金利の変動等から想定外の損失が生じないよう、資産及び負債の総合的管理（ALM）等を行っております。デリバティブ取引につきましては、顧客ニーズに応える取組みのほか、ALMの観点からも取組んでおります。

また、連結子会社の一部には有価証券投資や銀行業務を行う子会社があります。

なお、リース業務は連結子会社が行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として取引先に対する貸出金であり、信用リスクに晒されております。また、株式、債券等の有価証券も有しており、これらは発行体の信用リスク及び価格変動リスクに晒されております。

貸出金、債券及び預金等の資産や負債については、金利リスクにも晒されておりますが、一部は金利スワップ取引により当該リスクを回避しております。また、外貨建ての貸出金や債券等については為替変動リスクがありますが、同一通貨による運用調達を原則とすることで当該リスクを抑制し、また通貨スワップ取引を行うなどして当該リスクを回避しております。

コールマネー及び借入金等は、一定の環境下で市場を利用できないことなどにより、期日にその支払いができなくなる資金繰りリスクに晒されております。

デリバティブ取引は、主に、お客さまの要望に応えるための取組みとともに、ALMの一環として、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等を取組んでおります。このほか、短期の値鞆獲得等を目的とした取引（トレーディング取引）を行っておりますが、一定のポジション限度額や損失限度額等を設定し、一定額以上の損失が発生しないように管理しております。

当行ではヘッジ会計を適用しておりますが、金利リスクに対する「金利スワップの特例処理」については、特例の要件を満たしていることを確認し、また、為替変動リスクに対するヘッジについては、ヘッジ対象に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することなどを確認することにより有効性を評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行では、「リスク管理に関する基本方針」及び各種リスク規定を定め、以下のリスク管理を実施する体制を整備しております。

① 信用リスクの管理

「与信業務基本規定」、「信用リスク管理基本規定」等の信用リスクに関する諸規定に基づいた管理体制を構築しております。

貸出金等の信用供与に関しては、個別案件ごとの与信審査、信用格付や自己査定等の実行後管理、問題債権対応、与信集中リスク管理など信用リスクを管理する体制となっております。

有価証券投資や市場取引における信用リスクに関しては、時価の把握や信用格付を通じ管理しております。

なお、信用リスク管理の根幹である信用格付制度、資産自己査定、償却・引当等に関しては、営業推進部門、審査部門から独立したリスク統括部が企画・検証し、監査部がチェックすることで相互牽制が機能する体制となっております。リスクの状況は定期的及び必要に応じ、常務会、取締役会に報告されております。

② 市場リスクの管理

「市場リスクに関する基本規定」等の市場リスクに関する諸規定に基づいた管理体制を構築しております。

市場取引については、取引を担当する部署（フロントオフィス）を資金証券部、リスク管理や事務処理を担当する部署（ミドルオフィス・バックオフィス）を市場国際部とし、相互に牽制する体制となっております。また、リスク許容限度、管理基準等を定め、モニタリングを行い、それらの情報はリスク統括部を通じALM・収益管理委員会等に定期的に報告されております。

③ 資金繰りリスクの管理

「資金繰りリスクに関する基本規定」等の資金繰りリスクに関する諸規定に基づいた管理体制を構築しております。

資金繰り管理部署を定め、海外支店を含めて日次、週次、月次における資金繰り状況を厳格に管理する体制となっております。また、月次で開催しているALM・収益管理委員会において、資金繰りの状況、運用・調達バランス、金利動向などを把握・分析し、円滑な資金繰りが行えるように万全を期しております。

さらに、万一の場合に備えて「危機管理計画」（コンティンジェンシープラン）を策定し、さまざまなケースに対応できる体制を整備するなど万全を期しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 27 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注 2)参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(※ 3)	時価	差額
(1) 現金預け金	164,918	164,918	—
(2) コールローン	114,604	114,604	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	22,863	23,042	178
その他有価証券	2,292,520	2,292,520	—
(4) 貸出金	4,806,908		
貸倒引当金(※ 1)	△42,158		
	4,764,750	4,810,193	45,443
資産計	7,359,658	7,405,280	45,622
(1) 預金	6,112,402	6,112,666	264
(2) 譲渡性預金	142,955	142,955	△0
(3) コールマネー	170,265	170,265	—
(4) 債券貸借取引受入担保金	262,906	262,906	—
(5) 借入金	187,647	187,647	—
負債計	6,876,177	6,876,442	264
デリバティブ取引(※ 2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	287	287	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(4,790)	(4,790)	—
デリバティブ取引計	(4,503)	(4,503)	—

(※ 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※ 2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象の貸出金の時価に含めて記載しております。

(※ 3) 連結貸借対照表計上額のうち、重要性の乏しいものについては記載を省略しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については当該帳簿価額を時価としております。また、満期のある預け金については、残存期間が短期間（1年以内）であるため、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン

コールローンは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会の公表価格（公社債店頭売買参考統計値）などによっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、連結決算日における当該私募債の発行者の信用リスクを反映した期待キャッシュ・フローを見積り、市場金利で割引いた額を時価としております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利によるものは、キャッシュ・フローを割引いて時価を算出しております。そのうち、店頭金利のあるものは、種類及び期間に基づく区分ごとに、約定キャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割引いております。店頭金利のないものは、内部格付の区分ごとに、信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを見積り、市場金利で割引いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価が帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率につきましては、定期預金は新規に預金を受け入れる際に使用する利率を、譲渡性預金は市場金利を、それぞれ用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー、及び (4) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価が帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを同様の借入において想定される利率で割引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨スワップ等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式(※1)(※2)	2,615
②子会社株式(※1)	2,706
合計	5,321

(※1) 非上場株式及び子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当連結会計年度において、非上場株式について46百万円減損処理を行っております。

(税効果会計関係)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来35.4%から、平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については32.8%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.1%となります。この税率変更により、繰延税金資産は1,476百万円減少し、繰延税金負債は6,737百万円減少し、その他有価証券評価差額金は6,622百万円増加し、法人税等調整額は1,292百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は879百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,146円98銭
1株当たりの当期純利益金額	56円37銭

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

営業経費 126百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役(社外取締役を除く)11名	当行取締役(社外取締役を除く)12名	当行執行役員11名	当行取締役(社外取締役を除く)12名	当行執行役員9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	当行普通株式 290,900株	当行普通株式 217,000株	当行普通株式 59,900株	当行普通株式 189,400株	当行普通株式 38,700株
付与日	平成24年7月26日	平成25年7月25日	平成25年7月25日	平成26年7月28日	平成26年7月28日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成24年7月27日から 平成54年7月26日まで	平成25年7月26日から 平成55年7月25日まで	平成25年7月26日から 平成55年7月25日まで	平成26年7月29日から 平成56年7月28日まで	平成26年7月29日から 平成56年7月28日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成27年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利確定前					
前連結会計年度末	290,900株	217,000株	59,900株	—	—
付与	—	—	—	189,400株	38,700株
失効	—	—	—	—	—
権利確定	51,100株	36,400株	29,300株	—	—
未確定残	239,800株	180,600株	30,600株	189,400株	38,700株
権利確定後					
前連結会計年度末	—	—	—	—	—
権利確定	51,100株	36,400株	29,300株	—	—
権利行使	51,100株	36,400株	29,300株	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—	—

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利行使価格	1円	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	606円	606円	606円	—	—
付与日における公正な評価単価	311円	542円	585円	545円	591円

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
株価変動性 (注1)	29.745%	27.646%
予想残存期間 (注2)	7.2年	1.9年
予想配当 (注3)	9円50銭/株	9円50銭/株
無リスク利率 (注4)	0.305%	0.070%

(注) 1 予想残存期間に対応する期間の株価実績に基づき算定しております。

第4回新株予約権 平成19年5月17日～平成26年7月28日

第5回新株予約権 平成24年9月3日～平成26年7月28日

- 2 過去に退任した取締役（社外取締役を除く）、又は執行役員の平均在任期間を基に予想残存期間を見積もっております。
- 3 平成26年3月期の配当実績によります。
- 4 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

（企業結合等関係）

共通支配下の取引等

連結子会社による自己株式の取得

当行の連結子会社である群馬信用保証株式会社は、平成27年3月31日付で、同社が発行する株式を少数株主より取得しました。

1. 取引の概要

- (1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容
群馬信用保証株式会社（保証業務）
- (2) 企業結合日
平成27年3月31日
- (3) 企業結合の法的形式
少数株主からの株式取得
- (4) 結合後企業の名称
名称に変更はありません。
- (5) その他取引の概要に関する事項

当行グループ内の持分比率を100%に引き上げ、グループ経営の強化を推し進めることを目的として、少数株主が保有する株式を取得したものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 平成 20 年 12 月 26 日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号 平成 20 年 12 月 26 日公表分）に基づき、共通支配下の取引等のうち少数株主との取引として処理しております。

3. 子会社の自己株式取得に関する事項

(1) 取得原価及びその内訳

取得の対価	現金預け金	2,177 百万円
-------	-------	-----------

取得原価	2,177 百万円
------	-----------

(2) 発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因

①発生した負ののれん発生益の金額

2,385 百万円

②発生原因

少数株主から取得した自己株式の取得原価が少数株主持分の減少額を下回ったことによるものであります。